

意見書案第 7 号

生活保護基準引き下げ訴訟判決を踏まえた改善を求める意見
書案を提出するについて

宇治市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、見出しの議案
を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 10 月 17 日提出

提出者 宇治市議会議員 宮 本 繁 夫

同 坂 本 優 子

同 山 崎 匡

同 大 河 直 幸

同 徳 永 未 来

同 谷 上 晴 彦

宇治市議会議長 木 本 裕 章 様

生活保護基準引き下げ訴訟判決を踏まえた改善を求める意見書

最高裁判所は、本年6月27日、2013年から2015年にかけて行われた平均6.5%、最大10%の生活保護費引き下げについて、その違法性を認め、減額処分を取り消す判決を言い渡した。

判決では、国の生活保護行政が、憲法13条の「個人の尊厳」、憲法25条及び生活保護法3条に定めた「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を侵害し続けたことを厳しく断じるものである。

しかし、国はいまだ生活保護利用者に対して謝罪をせず、減額分を遡及して支給する措置を講じていない。

生活保護利用者は、基準引き下げによる長期の影響に加え、物価高騰で生活が一層困難となり、人権と生存権が侵害され続けている。

原告は「一日対応が遅れば、それだけ命が脅かされていると認識してほしい」と強く訴えているが、原告1,027名のうち232名がすでに亡くなっている。

よって、国におかれては、生活保護利用者の被害回復のため、早急に謝罪を行い、生活保護費の減額分を遡及して支給すること。同様の違法行為が二度と繰り返されないよう、生活保護行政の誤りについて検証し再発防止に努めること。憲法25条に基づき、国民の生存権を守る「最後の砦」として生活保護制度を機能させるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

令和7年10月 日

京都府宇治市議会議長 木 本 裕 章

衆 議 院 議 長	額 賀 福志郎 様
参 議 院 議 長	関 口 昌 一 様
内 閣 総 理 大 臣	石 破 茂 様
総 務 大 臣	村 上 誠一郎 様
厚 生 労 働 大 臣	福 岡 資 麿 様
内 閣 官 房 長 官	林 芳 正 様